

中東知的財産ニュースレター Vol.23 (特別号)

中東・北アフリカにおける周知商標の保護

中東・北アフリカにおける周知商標の保護は、各国の国内法の保護範囲によって異なる。しかし、この地域での判例の増大によって、権利者が強く求めている指針が示されている。

最も貴重な周知商標は、広範な業界にわたって世界中で利用されている。周知商標は、きわめて貴重で、富をもたらす資産であり、それぞれの所有者がこれらの商標を保護するには、多くの労力が必要である。

ブランドは、世界中のさまざまな市場での存在感に加えて、過去数年間の収益と特定の業界内の立ち位置に基づいて評価される傾向がある。認知度の基準は地域ごとに異なり、国家の法律や規制で必ずしも明確に定義されていない。

したがって、認知度をどのように判断し、周知商標をどの程度保護するかという問題への対応は、地域ごとに異なる。一般に、周知商標による強制力は、すべての商標が保護される程度によって決まる。侵害に対する罰則に関して、周知商標の侵害に対する特別な罰則があることはめったになく、罰則はすべての侵害の事例で共通している。罰則は、国ごとに異なり、罰金、禁固刑、商品の没収および破棄などが含まれることがある。

中東・北アフリカの国内法

レバノンとイランを除いて、中東と北アフリカのほとんどの国では、国内法に周知商標を保護するための明確に適用可能な規定がある。したがって、認知度の高い商標と同一の商標の登録は受け入れられず、認知度の高い商標は、登録されていない場合でも、保護の対象となる。また、パリ条約に加盟していることは、裁判となった場合に非常に役立つ。このことは、中東・北アフリカで過去数年間にわたって下された多数の画期的な判決によって示されている。

以下の表は、中東・北アフリカの一部の諸国の周知商標に関する規定について簡潔な概要を示している。

国	周知商標に関する規定	法律
アルジェリア	<p>第 7 条～第 9 条</p> <p>以下の商標を登録することはできない。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 相互間で混乱が生じる限り、アルジェリアで認知度が高く、別の組織に属する類似もしくは同一の商品に使用されている商標もしくは商用名と類似もしくは同一のシンボル、または、別の商標もしくは商用名の翻訳であるシンボル。 • アルジェリアで認知度の高い商標の所有者は、上記の第 7 条に規定する条件に従って、他者が許可なく自らの商標を使用することを妨げる権利を有する。 	法律番号 03-06/2003
エジプト	<p>第 68 条</p> <p>世界およびエジプトで認知度の高い商標の所有者は、その商標がエジプトで登録されていない場合でも、この法律による保護を受ける権利を有する。</p> <p>商業登録局 (Trade Registry Department) は、認知度の高い商標と</p>	法律番号 82/2002

	<p>同一であり、認知度の高い商標と同一の製品を対象としている商標の登録申請を職権により拒否する。ただし、認知度の高い商標の所有者によって申請が提出された場合はこの限りではない。</p> <p>上記の規定は、認知度の高い商標による製品と同一ではない製品を対象とする申請にも適用される（認知度の高い商標が、世界貿易機関の加盟国およびエジプトで登録され、かかる同一ではない製品に関連するその商標の使用が、認知度の高い商標の所有者と当該製品間に関係があると消費者に誤認させることを目的としており、かかる使用が認知度の高い商標の所有者の権益を損なう可能性がある場合）。</p>	
イラン	該当なし	該当なし
イラク	<p>第 13 条第(2)項</p> <p>認知度の高い商標の所有者は、登録されていない場合でも、この商標に対する保護を受ける権利を有する。</p>	法律番号 21/1957
ヨルダン	<p>第 8 条第(12)項</p> <p>認知度の高い商標と同一</p>	法律番号 34/1999

	または類似の商標は、登録されない。	
レバノン	該当なし	該当なし
リビア	第 1234 条、第 1235 条、第 1236 条 リビアで認知度の高い商標は、登録されていない場合でも保護を受ける。	法律番号 23/2010
シリア	第 VI 章、第 44 条 (a) 世界およびシリアで認知度の高い商標の権利者は、登録されていない場合でも、類似もしくは非類似の製品もしくはサービスに対するその商標と同一もしくは類似の商標、またはその商標の翻訳である商標の第三者による使用の取り消しまたは禁止を管轄権のある裁判所に要求する権限を有する。ただし、非類似製品でのかかる商標の使用については、認知度の高い商標の権利者とかかる商品の間に関連性が誤認される可能性が生じる場合、またはかかる使用によって、商標の価値が低下し、もしくはその権利者に損害が生じる場合、またはかかる使用によって、不正な利益	法律番号 8/2007

	<p>が生じる場合に限られる。</p> <p>(b) 商標の認知度が高いか否かを判断する場合、シリアの大衆におけるその商標の認知度を考慮に入れる。</p>	
チュニジア	<p>第 24 条</p> <p>認知度の高い商標の使用によって、別の商標が損なわれる場合、その所有者は責任を負う。</p>	法律番号 36/2001
イエメン	<p>第 5 条～第 6 条</p> <p>認知度の高い商標と同一の商標の登録は受け入れられない。認知度の高い商標は、登録されていない場合でも保護を受けることができる。</p>	法律番号 23/2010

さらに、シリアを除いて、中東・北アフリカのすべての国は、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPS) が適用される世界貿易機関の加盟国またはオブザーバーのいずれかである。TRIPS のパート II には、各知的財産権について一連の規定がある。TRIPS の第 16 条第(3)項は、後に申請された商標が、認知度の高い商標の所有者との関連性を示唆し、この所有者の権益が損なわれる可能性が高いことを条件として、登録商標に関連してパリ条約の第 6 条の 2 が、類似していない商品またはサービスに適用されることを定めている。しかし、第 6 条の 2 に基づく保護請求の前提条件に関して、明確な規制や判例は存在しない。

中東・北アフリカにおける周知商標の概念を扱う場合に考慮に入れるべき 1 つの重要な側面は、先願主義と先使用主義の概念である。中東・北アフリカのほとんどすべての国は、一般に大陸法が法体系の全体を網羅している大陸法の国である。したがって、先願主義の概念が非常に重視される。中東・北アフリカには、限定的なコモンロー上の権利を提供している国もあることは注目に値するが、こ

これは該当事例を扱っている実務者のみが判断する事柄である。したがって、周知商標を含むすべての商標を登録することが強く推奨される。中東・北アフリカの諸国では、自らの商標が周知商標であると権利者が宣言するための申請が認められていない。出願戦略では、不使用取消のリスクを考慮に入れなければならないが、侵害者を訴えるための基礎として、通常の商標登録を利用できる。しかし、米国とは状況が非常に異なり、たとえば不使用取消は異議申立に似ている。中東・北アフリカのほとんどの国で、不使用取消は地方裁判所に提起しなければならない。これにより、手続きの時間、費用が大幅に高まり、予測が非常に困難になることがある。

中東と北アフリカにおける™記号または®記号の使用

世界的な慣習に従って、認知度が高い商標や周知商標の所有者は、中東・北アフリカの諸国および法域で自らの商標のステータスを示すため、™記号または®記号を使用することが多い。各記号は不正確に使用されていることがあり、商標の所有者は、™記号または®記号の誤用によって生じうる法律上の重大な結果を認識していないことがある。ここでは、中東・北アフリカで™記号または®記号を使用するための規則と、各記号の不適法な使用による影響について検討する。

商標記号の表示は、中東・北アフリカのほとんどの国と法域で義務ではない。しかし、記号の適法な使用によって、所有者の権利（認知度が高い商標または周知商標であるにもかかわらず、その商標が登録商標または登録申請中の商標であるか否か）が公衆に示され、通知されるという利点がある。

™記号は、商標が中東・北アフリカのほとんどの法域で使用されているが、商標局でまだ登録されていないことを示す。一方、®記号は、その国または法域の商標局で正式に登録されたことを示す。他方、™記号は、原則として、中東・北アフリカの国または法域において、商標局で登録されていない商標に関連して、商標の権利を主張する場合に使用できる。つまり、™記号の使用は、法律上強制可能な商標または登録商標であることを示さず、他社の商品やサービスから商標を付けた商品やサービスを区別するための公衆に対する視覚的な表示の役割を果たすにすぎない。また、この記号は、商標局でその商標の登録を申請中であることを示唆する場合もある。たとえば、中東と北アフリカのほとんどの国および法域と同様に、サウジアラビアとアラブ首長国連邦で、通常、™記号は商標の右側に、商標自体よりも小さな文字サイズの上付き文字で表記される。

一方、登録記号®は、重要な法律上の効果を有し、この地域で認知度が高い周知商標に対して、その適法な使用は重要である。ここで、®記号は、商標が中東・北アフリカの関連商標局で登録されている場合にのみ使用すべきである点に注意する。認知度の高い商標または周知商標が自国のみで登録されている場合に、

この記号を使用することはできない。この場合、所有者が商標の登録を計画しているのであれば、™記号で十分である。®記号は、その使用によって、商標が登録商標であることが公衆および他の申請者に示されるため、重要である。™記号の場合と同様に、®記号は商標の右側に、商標自体よりも小さな文字サイズの上付き文字で表記される。

たとえば、記号の不適法な使用は、サウジアラビアとアラブ首長国連邦で不正な表示として扱われることがある。したがって、中東・北アフリカの関連商標局で実際に登録されている商標に対してのみ®記号を使用することが推奨される。

周知商標として認定される基準

周知商標を明確に定義することは不可能であるが、中東・北アフリカの周知商標の例には、TOYOTA、PEPSI、COLGATE、SONY、NESTLÉ、MCDONALD'S などがある。周知商標とみなされる範囲は、通常、認知度の高い商標の保護に対する国際標準（パリ条約の第6条の2）および認知度の高い商標の保護に関する現地の標準に従って決定される。証明力のある証拠が受け入れられ、以下の要素を含むすべての証拠に基づいて決定が下される。

- ・ 販売の期間および地理的な範囲
- ・ 売上高
- ・ 広告費用および広告のサンプル
- ・ 受賞歴、批評、報道
- ・ 国内の関連業界および消費者団体における商標の評判
- ・ ブランド名の認知を評価することを目的とする専門家の証言および調査

商標の価値の低下

米国とは異なり、中東・北アフリカの諸国には、商標法またはその他の法律に、商標に対する価値の低下の防止に関して明示的な規定がない。しかし、多くの国は、TRIPS の実施の一環として、競合する商標間で混乱が生じる可能性に関する規定を商標法に組み込んだ。原則として、混乱が生じる可能性に関する法律の特定の規定に言及することは、商標の価値が低下した事例で訴訟の根拠となる。

しかし、混乱が生じる可能性に関するこれらの規定は十分であろうか。中東・北アフリカの特定の国で、一部の裁判所は、生産元に関する混乱によって商標の価値が低下する場合、原告によって確立された信用、評判、商用名に影響が生じると繰り返し判示した。

判例法

一般に、中東・北アフリカの諸国には、周知商標の侵害に関する多くの判例がある。このような判例は、類似の状況を伴う事例で、裁判所によって法律がどのように解釈されるかを示している。

イラクの **LAY'S** の帯/太陽からなるロゴ

イラクの関連当局は、以下の根拠に基づいて、**LAY'S** の帯/太陽からなるロゴが周知であるという主張を認める判決を下した。

- ・ **Pepsi** は特徴的な周知商標を所有している。
- ・ 被告の商標と周知商標間の類似性によって、両者間に関連付けが生じる。

この関連付けによって、周知商標の独自性が損なわれ、その評判が低下する可能性がある。

イランの **Nestlé** の **Nesquick** ウサギ

イランの上訴裁判所は、イランに本社を有する菓子メーカーが勝訴した第一審の判決を棄却した。有名なウサギの商標の所有者である **Nestlé** は、クラス 30 に類似の商標を登録するための被告の出願に関して第一審の訴訟を提起した。上訴裁判所は、被告の商標と **Nestlé** の周知商標間に関連付けが生じ、消費者の心理に混乱が生じる可能性があるとのみなした。

結論

中東・北アフリカにおける周知商標の保護は、特別な検討と取扱いを必要とするプロセスである。商標の所有者は、確実な商標保護戦略を実現するため、法律と規制の両面のアプローチを組み込んだモデルを用意し、採用しなければならない。

企業とブランドの所有者は、自らの商標が周知商標として認定され、登録なしで保護を受けるよう十分な信用を確立できる可能性はあるものの、登録を行うことが推奨される。

[特許庁委託]

中東知的財産ニュースレター Vol. 23 (特別号)

[著者]

SABA & Co. Intellectual Property s.a.l.



[発行]

日本貿易振興機構 ドバイ事務所



2018年3月発行 禁無断転載

本ニュースレターは、SABA & Co IP が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO ドバイ事務所がそのチェックと修正を施したものです。また、本ニュースレターは、作成の時点で入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、本ニュースレターの内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねます。